

一人っ子政策の転換と企業への影響

2015年12月27日、全国人民代表大会常務委員会において中華人民共和国人口と計画出産法（以下、「計画出産法」とします。）の一部を改正することが決定され、改正された計画出産法は2016年1月1日より施行されています。計画出産法は、いわゆる「一人っ子政策」を規定していた法律で、今回の改正によりこの「一人っ子政策」の基本方針が変更されることになりました。今回は、この計画出産法の改正内容の概要と企業への影響について概説します。

1. 計画出産法の改正内容

計画出産法の改正内容のうち、企業（現地法人及び駐在員事務所）に関連する部分の概要は以下の通りです。

改正内容	関連条項	改正前	改正後
(1) 出産調整の基本原則の変更	第18条1項、2項	改正前は、国の出産政策においては「一組の夫婦につき一人の子女を出産することを提唱する」となっていました。	改正後は、国の出産政策においては「一組の夫婦につき二人の子女を出産することを提唱する」となりました。
(2) 晩婚、晩産の奨励の廃止	第18条1項	改正前は、国の出産政策においては「公民の晩婚・晩産を奨励する」となっていました。	改正によりこの文言は削除されました。
(3) 晩婚休暇の廃止	第25条	改正前は、「公民が晩婚・晩産を実施する場合には、結婚休暇の延長、出産休暇の奨励もしくはその他の福利待遇を享受できる」となっていました。	改正により「結婚休暇の延長」の文言が削除され、「法律、法規の規定に基づき子女を出産した夫婦は、出産休暇の奨励もしくはその他の福利待遇を享受できる」となりました。
(4) 「一人っ子父母栄光証」の廃止	第27条1項	改正前は、「自己の意思に基づき生涯一人の子女のみを出産した夫婦に対しては、国が『一人っ子父母栄光証』を発行する」となっていました。	改正後は、「国が一組の夫婦につき一人の子女を出産することを提唱していた期間において、自己の意思に基づき生涯一人の子女のみを出産した夫婦に対しては、国が『一人っ子父母栄光証』を発行する」とされたため、改正後においては「一人っ子父母栄光証書」は発行されません。

2. 今回の改正が企業にもたらす影響

これまでのいわゆる「一人っ子政策」では、「晩婚・晩産の奨励」と「一人っ子出産遵守の奨励」という基本方針の下で奨励措置が規定されており、これらの奨励措置の一部については、奨励措置の対象となる者（夫婦の一方）を雇用する企業における実施が義務付けられていました。特に、「晩婚・晩産の奨励」については、企業が雇用する従業員が結婚し、その従業員の年齢が「晩婚」の条件に該当する場合には、企業は、法定される結婚休暇（3日）に加えて、各地方で規定される「晩婚休暇」（上海市の場合には7日間）を加算して付与する必要がありました。また、「一人っ子出産遵守の奨励」については、企業が雇用する従業員が「一人っ子父母栄光証」を保有する場合には、企業は、その従業員に対して各地方で規定される「一人っ子手当」（上海市では60元/月）を支給しなければならないものとされています。

今回の改正により「晩婚・晩産の奨励」が基本方針から除外され、「晩婚休暇」についても廃止されることとなりました。また、「一人っ子父母栄光証」については、改正法が施行された2016年1月1日以降は発行されないこととされたため、企業が「一人っ子手当」を支給しなければならない従業員は、2015年12月31日時点で「一人っ子父母栄光証」を保有している者のみに限定されました。

計画出産法が規定する政策について、具体的な内容は各地方が公布する条例にゆだねられていますが、1月上旬の段階においては計画出産法が改正されたのみで、各地方が公布する条例の改正までは行われていないのが現状となっています。しかしながら、今回の法改正により、少なくとも上記で指摘した事項については、企業にとって負担軽減の方向に働くものと考えられます。

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング(税理士法人成和)では、今後以下の日程にて無料セミナーの開催を予定しております。参加をご希望の方は、下記の連絡先(担当:西澤)までお問い合わせください。

- 2016年3月中旬(時間未定) 【定員20名】
 - テーマ : 本社からの出張者にかかわる出入国管理と税務・会計
 - 会場 : 上海市内(未定)